

## 日高市事後審査型一般競争入札要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広範な入札参加機会を確保するとともに、入札の効率化と適正化を図るため、埼玉県電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により、日高市が発注する一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式(以下「事後審査型入札」(電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」という。))を執行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(対象範囲)

第2条 事後審査型入札の対象は、一般競争入札に付する建設工事及び建設工事に係る業務委託の請負契約で、市長が指定したものとする。

(参加資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続又は再生手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、市長が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。

(3) 日高市建設工事等競争入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に、当該入札案件に対応する業種で登載されている者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、日高市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱(平成7年告示第126号。以下「指名停止措置要綱」という。)に基づく指名停止措置又は、日高市建設工事等暴力団排除措置要綱(平成8年告示第89号。以下「暴力団排除措置要綱」という。)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(5) 直近の2か年度において、日高市発注工事に係る工事成績点数が極めて低い者でないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参

加資格を定めることができるものとする。

- (1) 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
  - (2) 対象工事に対応する業種の経営事項審査の総合評定値の区分
  - (3) 対象工事に対応する業種の資格者名簿における資格審査数値の区分
  - (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく許可を受けた営業所の所在地
  - (5) 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績
  - (6) 当該工事に配置予定の技術者
  - (7) その他市長が必要と認める事項
- (公告内容等の決定)

第4条 市長は、日高市建設工事等資格・指名委員会に諮り、前条に定める参加資格のほか公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、日高市公告式条例の規定により行なうほか、電子入札システムにより掲示して行うものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図面、仕様書、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書(以下「設計図書等」という。)は、入札参加希望者に貸与又は配布(有料若しくは無料)するものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムにより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し「競争参加資格確認申請書」を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札参加者を秘匿とするため、入札保証金の納付は免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第 10 条 市長は、必要と認めるときは入札参加者から、入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

(入札の執行)

第 11 条 入札に参加する者の数が 2 人に満たないときは、入札を執行しないものとする。

2 再度入札は 1 回（市長が特に必要と認める場合は 2 回）までとする。ただし、予定価格を事前公表した案件については、再度入札は行なわない。

(不調時の取扱い)

第 12 条 入札の結果、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、日時を改めて一般競争入札に付するものとする。ただし、一般競争入札に付することができないときは、随意契約によることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第 13 条 日高市電子入札運用基準によるものとする。

(入札の無効)

第 14 条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札

(2) 参加資格審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリによる入札

(4) 明らかに連合によると認められる入札

(5) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札

(6) その他公告に示す事項に反した者がした入札

(落札決定の保留)

第 15 条 市長は、落札候補者があるときは、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第 16 条 市長は、落札候補者のうち最低の価格をもって入札を行った者（以下「第一順位の落札候補者」という。）に対し、速やかにファクシミリ及び電話により

連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

- 2 第一順位の落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書(添付書類を含む。以下「確認申請書」という。)及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書(別途指定)を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始(以下「休日」)という。)を除く。)以内に持参により提出しなければならないものとする。
- 4 第一順位の落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書を提出しないとき又は参加資格の審査のために市長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。
- 5 前項に規定する場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると市長が認めるときは、指名停止措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第17条 市長は、入札参加資格要件に基づき、第一順位の落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者を失格とし、次に低い価格を提示した落札候補者(以下「次順位の落札候補者」という。)について審査を行う。この場合において、前条及び本項中「第一順位の落札候補者」とあるのは「次順位の落札候補者」と読み替えるものとする。入札価格の低い順に落札候補者について順次審査を行い、入札参加資格を満たす者が確認できるまで審査を行うものとする。

- 2 同額の入札を行った落札候補者がいる場合には、くじにより審査の順序を決定する。
- 3 第1項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書により行うものとする。
- 4 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認申請書の提出期限の翌日から起算し、原則として3日(休日を除く。)以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 5 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認申請書とともに保存するものとする。

(落札者の決定又は入札参加資格不適格の決定)

第18条 市長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落

札候補者を落札者として決定し、電子入札システムにより通知するものとする。

2 市長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書により通知するものとする。

3 落札決定までに、落札候補者が入札公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

(入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明)

第 19 条 入札参加資格不適合通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第 2 項の通知の日の翌日から起算し、原則として 5 日(休日を除く。)以内に、市長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。

3 市長は、第 1 項の説明を求められたときは、当該書面を受領した日の翌日から起算して原則として 5 日(休日を除く。)以内に、書面により回答するものとする。

4 当該不服の申出は、第 18 条 1 項の事務の執行を妨げないものとする。

(契約保証金)

第 20 条 契約保証金の納付及び減免については、契約規則第 30 条及び第 31 条の規定に基づくものとする。

2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書に基づきこれを還付するものとする。

3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金(その納付に代えて提供された担保を含む。)は、地方自治法第 234 条の 2 第 2 項の規定により還付しないものとする。

(その他)

第 21 条 この要領に特別の定めがない事項は、日高市電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この要領は、平成 26 年 7 月 1 日以降に公告を行うものから適用する。